

三重県告示第 666 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一見勝之

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_p 別表に掲げるりん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

C_{pi} 別表に掲げるりん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{po} C_p と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Q_{pi} 平成 14 年 10 月 1 日（4 の項にあっては、平成 24 年 5 月 25 日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Q_{po} 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）

附 則

- この告示は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準（平成 29 年三重県告示第 446 号）は、この告示の施行に伴い廃止する。

別表

項番号	業種区分		特定排出水量の区分	りん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	
				C_p 、 C_{po}	C_{pi}
2	A	畜産農業		8	8
	B	畜産農業（総面積が 50 m ² 以上の豚房施設を有するもの）		8	8
3	天然ガス鉱業			1	1
4	非金属鉱業			1	1

5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		イ	8	2.5
			ロ	4	1
6	乳製品製造業		イ	5.5	1.5
			ロ	5	1
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		イ	8	2
			ロ	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業			3	1
9	寒天製造業			3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			3	1.5
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			3	1
12	冷凍水産物製造業			3	1.5
13	冷凍水産食品製造業			4	1
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）		イ	5.5	2.5
			ロ	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			3	1
16	野菜漬物製造業			2.5	1
17	味そ製造業			4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			8	1.5
19	うま味調味料製造業			7	1
20	ソース製造業			3	1
21	食酢製造業			3	1.5
22	砂糖精製業			1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			6	1.5
24	小麦粉製造業			3	1.5
25	パン製造業			2.5	1
26	生菓子製造業			7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業			3	1
28	米菓製造業			3	1.5
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）			3	1.5
30	A	植物油脂製造業	イ	4.5	1.5
			ロ	3.5	1
	B	植物油脂製造業（米糠を原料として使用するもの）		4	1
31	動物油脂製造業			2	1
32	食用油脂加工業			2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1
34	穀類でんぷん製造業			5.5	1.5
35	めん類製造業			3	1
37	豆腐・油揚げ製造業		イ	7.5	2.5
			ロ	4.5	1
38	あん類製造業		イ	8	1.5
			ロ	4	1
39	冷凍調理食品製造業			6	1
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			3.5	1
41	清涼飲料製造業			2.5	1
42	果実酒製造業			1.5	1
43	ビール製造業			3	1.5

44	清酒製造業		2.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業		2.5	1
46	インスタントコーヒー製造業		2.5	1
47	配合飼料製造業		2	1
48	単体飼料製造業		3.5	1
49	有機質肥料製造業		2	1
50	たばこ製造業		2	1
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		2	1
55	繊維工業（整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	5.5	2
		ロ	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		3.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	3.5	2
		ロ	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		1	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。）		2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業		2	1
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		1	1
75	木材薬品処理業		2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		1	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		1	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカカルパルプ製造工程に係るもの		1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前行程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		1	1

83		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
84		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		1	1
85		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1
86		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		1	1
87		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		1	1
88		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1	1
89		機械すき和紙製造業		1	1
90		手すき和紙製造業		1	1
91		塗工紙製造業		1	1
92		段ボール製造業		1	1
93		重包装紙袋製造業		1	1
94		セロファン製造業		1	1
95		乾式法による繊維板製造業		1	1
96		繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
97		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1
100		印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		2	1
101		製版業		2	1
102		窒素質・りん酸質肥料製造業		2	1
103		複合肥料製造業		16	1
104		化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1
105		ソーダ工業		1.5	1
106		電炉工業		2	1
107		無機顔料製造業		1.5	1
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1
	B	無機化学工業製品製造業（りん及びりん化合物製造工程に係るもの）		8	4
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		1.5	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		6.5	4
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1
111		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1
112		石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程		2.5	1

		(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの		
114		石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	1	1
115	A	脂肪族系中間物製造業	2	1
	B	脂肪族系中間物製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）	20	3.5
116		メタン誘導品製造業	2	1
117	A	発酵工業	1.5	1
	B	発酵工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）	1.5	1.5
118		コールタール製品製造業	2	1
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）	8	4
120		プラスチック製造業	2	1
121		合成ゴム製造業	1.5	1
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
	B	有機化学工業製品製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）	5	2
	C	有機化学工業製品製造業（有機りん系農薬原体製造工程に係るもの）	2	1
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1
125		合成繊維製造業	1	1
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1
127		石けん・合成洗剤製造業	2	1
128	A	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
	B	界面活性剤製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）	2.5	1.5
129		塗料製造業	2.5	1
130		印刷インキ製造業	2	1
131	A	医薬品原薬・製剤製造業	2	1
	B	医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）	8	2
132		医薬品製剤製造業	2	1
133		生物学的製剤製造業	1	1
134		生薬・漢方製剤製造業	2	1
135		動物用医薬品製造業	2	1
136		火薬類製造業	1.5	1
137		農薬製造業	2	1
138		合成香料製造業	2	1
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2.5	1
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1
143		写真感光材料製造業	1.5	1
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1
145		イオン交換樹脂製造業	1	1
146	A	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを	2	1

		除く。)			
	B	化学工業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する工程に係るもの)		2	1.5
147		石油精製業		1	1
148		潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		2	1
149		コークス製造業		1	1
150		石油コークス製造業		2	1
151		自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		1	1
153		ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	イ	2.5	1.5
	ロ		2	1	
154		なめしかわ製造業		2	1
155		毛皮製造業		2	1
156		板ガラス製造業		1	1
157		板ガラス加工業		1	1
158		ガラス製加工素材製造業		1.5	1
159		ガラス容器製造業		1	1
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1
162		ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業		1	1
163		ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		1	1
164		ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)		1.5	1
165		生コンクリート製造業		1	1
166		コンクリート製品製造業		1.5	1
167		セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		1.5	1
168		黒鉛電極製造業		1	1
169		砕石製造業		1	1
170		鉱物・土石粉碎等処理業		1.5	1
172		うわ薬製造業		1	1
173		高炉による製鉄業		1	1
175		フェロアロイ製造業		1	1
176		高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)		1	1
178		製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)		1	1
179		熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)		1	1
180		冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)		1	1
181		冷間ロール成型形鋼製造業		1	1
182		鋼管製造業		1	1
183		伸鉄業		1	1
184		磨棒鋼製造業		1	1
185		引抜鋼管製造業		1.5	1
186		伸線業		1	1
187		ブリキ製造業		2	1
188		亜鉛鉄板製造業		1	1
189		めっき鋼管製造業		1	1

190		めっき鉄鋼線製造業			1	1
191		表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
192		鍛鋼製造業			1	1
193		鍛工品製造業			2	1
194		鋳鋼製造業			1.5	1
195		鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）			1	1
196		鋳鉄管製造業			1	1
197		可鍛鋳鉄製造業			1.5	1
198		鉄粉製造業			1	1
199		鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
200		非鉄金属製造業			1	1
201	A	電気めっき業	イ		4.5	1.5
			ロ		1.5	1
	B	電気めっき業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）			7.5	1.5
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ		4.5	1.5
			ロ		2	1
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			4.5	1.5
	C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			8	1.5
203		一般機械器具製造業			2	1
204		電子回路製造業	イ		2.5	2
			ロ		2	1
205	A	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			3	1
	B	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く。）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			3.5	1
206	A	輸送用機械器具製造業	イ		4	2
			ロ		2	1
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）	イ		4.5	1
			ロ		3	1
207		精密機械器具製造業			1.5	1
208		ガス製造工場			2	1
209	A	下水道業（日平均排水量 30,000 m ³ 以上の事業場の場合に限る。）			3	2.5
	B	下水道業（日平均排水量 30,000 m ³ 未満の事業場の場合に限る。）			3	2.5
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））			2	2
	D	下水道業（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。））			5	4.5

210	空瓶卸売業			4	2
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			3.5	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			4	2.5
213	飲食店			4	2.5
214	宿泊業	イ		5	2.5
		ロ		4	2.5
215	リネンサプライ業			6	2.5
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			4.5	1.5
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2
219	自動車整備業			3.5	2.5
220	病院	イ		5	2.5
		ロ		4	2.5
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のもの）	イ	4	3
		ロ	3	3	
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限るのもの）		4	3
		B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）	1	1
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		2	1
		B	し尿処理業（嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く）	2	1
		C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）	3	2.5
224	ごみ処理業			1.5	1
225	廃油処理業			1	1
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			1.5	1
227	死亡獣畜取扱業			2.5	2
228	と畜場			6	2
229	中央卸売市場			4.5	2
230	地方卸売市場			4	1.5
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）			4	1
232	A	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		6	3
		B	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	4.5	3

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。